



問 町税の未納対策について伺う

町民に対し積極的な納税相談を実施し、督促・催告・訪問徴収に加え法的手段を用いながら徴収率の向上を図る

問 税の滞納総額が平成19年度末で1億4840万円あり、町政の運営に相当の影響があるのではないかと、未納対策について伺う。

町長 議員ご指摘のとおり、国や地方公共団体は、国民生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っているが、その活動のために必要な経費を賄う財源が税である。

公共サービスが税金によって提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定めている。したがって、善良な納税者の皆さんが不公平感をもつ

なみに平成19年度の滞納繰越分の収納額は2190万円余り（県民税含む）となっている。）

ことがないよう、徴収向上に総力をあげて厳しく対応し、自主財源の確保に努力していききたい。

税務町民課長

平成19年度末の税の滞納繰越額は、ご指摘のとおり、1億4840万8千円余り、（県民税を含む金額）となっている。その内、国民健康保険税の滞納額が6560万4千円余りで、滞納総額の約45%を占めている状況である。

昨年、会社・事業所の大型倒産が2件あったが、滞納処分の執行等を早期に開始し、債権回収に当たった結果、昨年度滞納繰越分の収納は4月から8月までに約1200万円程収納している。（ち

閉鎖前までに課税部門・徴収部門全職員で夜間の訪問徴収を実施し滞納繰越額の圧縮を図っている。

また、長期の滞納となつていいる事案については、滞納者への徹底した財産調査を行い、平成16年度より現在まで、所有不動産の差押及び参加差押を計21件執行し、処理済件数は5件、未処理が16件である。

また「預貯金の差押および換価」は、（換価とはお金に変えること）金融機関に対し、滞納者との取引状況の調査を行い、取引があれば、預金残高を確認したうえで、差押を執行し、差押執行後、約1週間の猶予を持ち、応じない場合は「換価」し、滞納税に充当することにしている。

昨年の預貯金差押実績は、差押5件で、内4件を換価処分したところである。

なお、低所得者、生活困窮者、本人のけが・病気、家族のけが・病気等で長期入院により納付困難になった方には、積極的に納税相談を実施し、分割

納付、生活保護の説明等まずは生活の自立確保に向けて相談に応じている。

このように、従来の督促・催告・訪問徴収の繰り返しでマンネリ化していたものを、現在は法的手段を用いながら、徴収率の向上を図っている状況である。

問 水道料金の未納が、20年度1期分までの合計778万7960円となっていることについて伺う。

環境課長

水道料金の収納状況について、平成19年度分は調停額が2億359万2153円で、20年9月1日現在で2億78万1743円が収納されており、収納率98.62%となっている。

過年度分の未収額が現在約700万円、20年度分についても1期分として、約78万円が未収となっている。未納者対策として、訪問徴収を実施、長期滞納者については分納誓約書を提出してもらい、また条例で規定され